

泊発電所における消防活動体制及び放射能漏れ等の事故 についての報告体制の点検結果概要

点検結果の概要については、次のとおりです。

1. 消防活動体制の点検

以下の項目について点検を行い、ルールを適切に定め実施していることを確認した。

なお、本件を受け、ルールの再確認について周知を行った。

(1) 社内ルール（連絡体制、初期消火体制、自衛消防隊）

火災発生時、平日昼間および夜間休日における消防署への確実な連絡体制および初期消火体制を確立している。

また、火災発生の際の被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成している。

(2) 地元消防との連携

火災等の際の災害が発生した場合、相互に協力し、円滑な消防活動と被害の軽減並びに消防隊員の放射線障害の防止を図る目的で地元消防組合と協定を締結し、連携を図っている。

(3) 消火設備の設置状況

消防法に基づき消火栓を設置しているが、大規模な地震で消火栓が十分使用できない場合は、軽可搬式消防ポンプ、大型移動式粉末消火器、高発泡器と高発泡器原液により消火活動が可能である。

(4) 消防資機材の点検

消防用設備の点検は、消防法に基づき法定点検を実施している。

また、消防法で要求がない消火設備に関しても、定期的に点検を実施している。

(5) 教育訓練

毎年、消火器・消火栓取扱訓練等の初期消火訓練、通報連絡、初期消火、避難誘導および救護等の総合訓練を実施している。

2. 放射能漏れ等の事故についての報告体制の点検

以下の項目について点検を行い、ルールを適切に定め実施していることを確認した。

なお、本件を受け、ルールの再確認について周知を行った。

(1) 社内ルール(連絡体制)

事故発生時、平日昼間および夜間休日における関係官庁への確実な連絡体制を確立している。

(2) 連絡資機材の状況

通常時は、社内電話、固定電話、携帯電話およびFAXを使用している。なお、これら資機材のうち、一部災害時優先電話・FAXを使用している。

災害時に、通常時の資機材が使用できない場合は、災害時優先固定電話、災害時優先携帯電話および災害時優先FAX等を使用している。

(3) 教育訓練

事故等が発生した場合の通報連絡を正確にかつ迅速に行うため定期的に通報・連絡訓練、社内外対応訓練およびトラブル対応訓練を実施している。

以 上